

# (介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所スリール兵庫上沢 運営規定

## (規定の目的)

第1条 株式会社ヒナコーポレーションが設置運営する小規模多機能型居宅介護事業所スリール兵庫上沢(以下 事業所という)が利用者に適正なサービス提供を行うための人員及び管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

## (事業の目的)

第2条 この規定は要介護(要支援)者についてその者の居宅においてまたは事業所に通わせ、若しくは短期宿泊させ事業所において、家庭的な環境を交流の下で、介護サービスを提供し、利用者がその有する能力に応じその者の居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

## (運営の方針)

- 第3条
- 1、職員は入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者が、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように努める。
  - 2、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、適切なマネジメントを行い、良質なサービスを提供するように努める。
  - 3、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
  - 4、事業実施にあたっては、神戸市、地域の保護、医療、福祉サービスとの綿密な連携をはかり総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 5、前各項のほか、法令を遵守し事業を実施する。

## (事業所の名称、営業日、定員等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 1、名称         | (介護予防)小規模多機能型居宅介護 スリール兵庫上沢 |
| 2、所在地        | 神戸市兵庫区上沢通8-9-1             |
| 3、営業日        | 365日                       |
| 4、営業時間       | 24時間                       |
| 5、登録定員       | 29名                        |
| 6、通いサービス利用定員 | 15名                        |
| 7、宿泊サービス利用定員 | 5名                         |

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所には次の職員を置く。

- 1、管理者 1名  
業務の実施状況を常に把握し総括する。
- 2、介護支援専門員 1名  
登録者に係る居宅サービス計画及び事業所介護計画の作成の専ら従事する。  
利用者からの苦情処理に当たる。
- 3、看護師又は准看護師 1名
- 4、介護職員 10名(嘱託及びパート含む)

(利用料等)

第6条 サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める額とする。

・その他の費用

前記の支払いを受ける他、次の各項に掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取るものとする。

イ、食事の提供に要する費用 (朝351円 昼648円 おやつ135円 夕675円)

ロ、宿泊に要する費用 1日/3000円

ハ、おむつ代 実費

ニ、その他日常生活においても通常必要になるものに係る費用であって利用者に負担させることが適当と認められる費用

ホ、送迎費

通常送迎地域以外の利用者で送迎を受ける場合の料金は下記の通りとする。

ガソリン代・駐車場代・通行料などの実費

タクシー・バス等公共交通機関利用の場合は実費負担

ヘ、交通費

通常の事業実施地域以外への訪問を行う場合の料金は下記の通りとする。

ガソリン代・駐車場代・通行料などの実費

タクシー・バス等公共交通機関利用の場合は実費負担

ト、その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担が適当と認められる費用

・利用料の変更等

事業所は介護保険法関係法令の改定等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は利用料その他費用を変更することができます。

変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、その内容を記載した文章により説明し同意を得るものとします。

※前項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いについて同意を受けるものとする。

#### (事業の実施地域)

第7条 事業の通常実施地域は下記の通りとする。

神戸市兵庫区、長田区、中央区

前項にかかわらず事業の実施に伴う送迎の地域は個別に相談する

#### (設備及び備品)

第8条 1、宿泊室

事業所は宿泊を提供する際は、宿泊室を用意し、宿泊に必要な寝具・備品を備えています。

2、食堂

事業所は利用者が利用できる食堂を設け、利用者が利用できるテーブル・椅子・箸や食器類などを備えます。

3、浴室

事業所は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

4、設備及び備品

事業所は、台所、消火設備その他非常被害に際して必要な備品その他、小規模多機能居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備えます。

#### (内容及び手続きの説明及び同意と契約)

第9条 事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文章を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

#### (受給資格等の確認)

第10条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定期間を確認することができます。

#### (居宅サービス計画の作成)

第11条 事業者の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅介護サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

#### (小規模多機能型居宅介護の内容)

第12条 1、小規模多機能居宅介護は、利用者の心身の状態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送る事ができるように介護サービスを提供し又は、必要な支援を行います。

2、食事や掃除、洗濯、買物、園芸、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行う事によって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにする事に配慮します。

#### ((介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第13条 1、事業所の管理者は、介護支援専門員に、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の作成に関する業務

を担当させるものとしします。

- 2、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成を担当する介護支援専門員(以下、「計画作成介護支援専門員」という。)は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画(以下、「介護計画」という。)の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提案等により、利用者の多様な活動の確保に努めます。
- 3、計画作成介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記した介護計画を作成すると共に、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。
- 4、計画作成介護支援専門員は、介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者に又はその家族に説明し、同意を得ます。
- 5、計画作成介護支援専門員は、介護計画の作成後においても、他の従業者との連携を行い、介護計画の実施状況を把握します。

#### (サービスの取り扱い)

- 第14条
- 1、事業所は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるように支援を行う事で、利用者の心身の機能の維持、改善を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、意欲を喚起しながら支援します。
  - 2、サービスを提供するに当たって、利用者の心身の状況等について、把握すると共に、サービス内容の確認を行います。
  - 3、事業所は、サービスを提供するに当たっては、その介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように配慮して行います。
  - 4、事業所は、サービス提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
  - 5、事業所は、サービス提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。また、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
  - 6、事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図る事とします。

#### (社会生活上の便宜と供与等)

- 第15条
- 1、事業所は、利用者の外出の機会の確保やその他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のために支援に努めます。
  - 2、事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関に対する手続きについて、利用者又はその家族が行う事が困難である場合は、その同意を得て代行します。
  - 3、事業所は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族の交流等の機会を確保するように努めます。

(協力医療機関など医療連携)

- 第16条 1、事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。
- 2、利用者のかかりつけ医の受診の状況や常時服薬する薬等の状況を把握するため、日常的にかかりつけ医との情報交換を図るなどをし連携を図れるように努めます。

(従業者の服務規程)

- 第17条 1、事業所及び従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。
- 2、利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 3、常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 4、お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心がける。
- 5、事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する事を、厳守します。
- 6、事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を、漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(衛生管理)

- 第18条 事業所の看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取ります。

(個人情報の保護)

- 第19条 1、事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する事を、厳守します。
- 2、事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を、漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3、事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を、提供する場合には、あらかじめ利用者に同意を得ることとします。
- 4、事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合には、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5、事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表します。
- 6、この規定に定める事項の他運営に係る事項は、法人と事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(従業者の質の確保)

- 第20条 事業者は、職員の資質の向上を図るため研修の機会を積極的に計画し参加させるものとする。

(運営推進会議)

- 第21条 運営推進会議を設置しおおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けると共に、運営推進会議から必要な要望、助言等を開く機会を設けるものとする。

(地域交流)

第22条 事業所は、地域福祉の向上と福祉の町づくりのために寄与すると共に利用者の地域行事への参加や地域住民のボランティア参加要請など地域住民との相互交流に努めるものとする。

(勤務体制等)

第23条 1、事業者は利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定めます。  
2、利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業員によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響及ぼさない業務については、この限りではありません。

(記録の整備)

第24条 1、事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。  
2、事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

(苦情処理)

第25条 1、提供したサービスにかかる利用者からの苦情には迅速かつ適切に必要な対応をするものとする。  
2、事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文章の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。  
3、事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、兵庫県国民健康保険団体連合会や神戸市の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会や神戸市からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(虐待防止に関する事項)

第26条 1、事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする  
(1)虐待を防止するための従業員に対する研修の実施  
(2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備  
(3)従業員への虐待チェックシートの実施  
(4)その他虐待防止のために必要な措置  
(5)虐待防止委員会の設置  
2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第27条 事業所は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。但し、当該入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない。身体拘束をする方法以外に代替がない。その身体拘束が一時的であるすべての条件を満たした場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間及び時間帯、期間を記載した説明書(同意書)、経過観察記録、解除に向けた検討記録の整備や適切な手続きにより身体拘束を行う。

- 2 従業員への身体拘束に関するチェックシートの実施
- 3 身体拘束適正化委員会の設置

(掲示)

第28条 事業所の見やすい場所に、運営規定、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項説明書、サービス評価を回覧できるようにします。

(緊急時等における対応)

- 第29条
- 1、心身の状態等について特変があった場合は、すみやかに利用者の家族や身元引受人・代理人・後見人に連絡し指示を受けるものとする。
  - 2、指示が受けられない時は、かかりつけ医又は協力医療機関と連絡を取り対処するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第30条
- 1、事業所は利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族や市町村の指示のある場合は連絡すると共に、顛末記録、再発防止対策に努めその対応を協議します。
  - 2、事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし事業所及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(非常災害対策)

- 第31条
- 1、事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
  - 2、非常災害対策は別に定める「消防計画」等によるものとする。
  - 3、利用時に避難の経路の説明を行うものとする。又避難訓練等が実施される場合は協力するものとする。

(喫煙)

第32条 事業所の定める場所に限り、喫煙ができることとします。

(飲酒)

第33条 飲酒は事業所内の所定の場所に限り可能とします。

(衛生保全)

第34条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持にご協力頂きます。

(禁止行為)

第35条 利用者及びその家族は、事業所での次の行為を行ってはならない。

- 1、宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

- 2、政治活動を行う事。
- 3、けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 4、事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 5、指定した場所以外で火気を使用すること
- 6、故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第36条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

イ、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

ロ、偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(情報公開・外部評価自己評価)

第37条 「情報公開」とは介護保険法の規定に基づいて、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択(自己決定)」を現実に保障するための新しい仕組みです。利用者による事業者の選択を支援する事を目的とし、都道府県内の介護サービス事業所・施設(サービス種類毎)が、その提供するサービス内容及び運営状況に関する情報を公開し、利用者又はその家族が比較検討する事が可能となっています。

「第三者評価及び自己評価」とは、事業所の自己評価を基に、第三者(当事業所以外の構成・中立な立場)期間が、専門的かつ客観的な立場から事業所を評価するものです。個々の事業者が具体的な問題点を把握して、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資するための上となっています。

(その他)

第38条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規定は、平成30年10月1日から施行する。

令和7年9月1日加筆修正する。

令和7年12月1日加筆修正する。